

合併認可申請書（吸収合併）

年 月 日

愛知県知事殿

合併後存続する組 住 所  
合（連合会） 名 称  
代表者氏名  
合併により解散す 住 所  
る組合（連合会） 名 称  
代表者氏名

（以下合併により解散する組合に  
ついて同様とする。）

農業協同組合法第65条第2項の規定により、合併することを認可してください。

総会又は総代会の決議の日

合併後存続する組合（連合会）名 年 月 日

合併により解散する組合（連合会）名 年 月 日

（以下合併により解散する組合について同様とする。）

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 合併経過報告書
- 3 合併契約の内容を記載した書面
- 4 合併後存続する組合の定款及び事業計画書
- 5 組合員への通知の状況を記載した書面（総代会において組合の合併の決議をした場合）
- 6 総会までの経過を記載した書面及び総会の議事録謄本（農業協同組合法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があつた場合）
- 7 農業協同組合法第65条第4項において準用する同法第49条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに同法第65条第4項において準用する同法第50条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面（合併しようとする組合が出資組合の場合）
- 8 理事会の議事録謄本（農業協同組合法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合の総会の決議を経ないで合併を行う場合）
- 9 合併によつて消滅する組合の総組合員の数が合併後存続する組合の総組合員の数の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないことを証する書面（農業協同組合法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合の総会の決議を経ないで合併を行う場合）
- 10 合併によつて消滅する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1（これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないことを証する書面（農業協同組合法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合の総会の決議を経ないで合併を行う場合）
- 11 農業協同組合法第65条の2第4項の規定による通知がなかつたことを証する書面（農業協同組合法第65条の2第1項の規定により合併後存続する組合の総会の決議を経ないで合併を行う場合）

（農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第57条第1項各号に掲げる書面）

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 総会又は総代会の決議の日の年月日には、総会又は総代会の決議を経ないで合併を行う組合にあつては理事会の決議の日を記入すること。